

小規模事業者持続化補助金



小規模事業者が、商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。
補助上限額：50万円

- ・75万円以上の補助対象経費に対して、50万円を補助します。
- ・75万円未満の補助対象経費に対して、2/3を補助します。

雇用を増加させる取り組みについては、150万円の経費に対して、その2/3の100万円を補助上限とします。

新規顧客獲得・集客力向上のため、こんなことに使えます！

チラシ・Webサイトでの広告

レイアウト変更・店舗改装

新商品の開発

商談会・見本市への出展

新機械装置等の購入（単価50万円未満）

古い商品パッケージデザインを一新



他にも使い方はいろいろ！

対象となる事業者

会社および個人事業主であり、常時使用する従業員の数が一定以下の商工業者。

卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業以外）

5人以下

サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業その他

20人以下

補助金の採否については事業の有効性などの観点から審査があります。

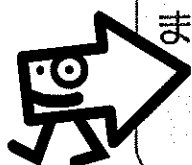
申請の際は、商工会による事業支援計画書が必要となります。

第2次受付締切：平成26年5月27日（火）

計画様式は商工会ホームページから

ダウンロード出来ます。

<http://www.oigawa.net/no.html>



まずは商工会にご相談ください。

電話 054-622-0393

大井川商工会

パソコン！何でも相談会

Word、Excel、Facebook 簡単なデータ・バックアップ、弥生会計等 無料サポート支援！！

会員皆様の情報化のお手伝いを目的として、無料相談会を下記のように行います。是非、ご利用 ご来場下さい。

◎Windows7、8ノートパソコン3台を設置

◎情報化促進委員が無料でサポート

◎日時 4月15日(火)午後7時から

◎会場 商工業研修センター

◎内容 ①Word, Excel等の使い方 支援
②Facebookの登録と利用の仕方 支援
③簡単なデータバックアップ支援
④会計ソフト(弥生会計)の操作の仕方 支援

* 内容によりご期待に添えない場合もあります。

◎申込 定数の関係もあります、事前申込願います。

◎料金 無料(資料が必要な場合は除く)

◎相談員 商工会情報化促進委員

大井川商工会情報化促進委員会

TEL 622-0393 FAX 622-2579

事業環境の変化への対応、助成金申請や資金調達にも役立つ

経営計画作成セミナー・個別相談会のご案内

貴社には経営計画なるものが存在しますか？「頭の中では重要だと分かっているけどなかなか作れない」・・・そんな状況が何となく続いていませんか？このセミナーは、小規模事業者が、事業環境の変化に対応し、金融機関からの借入、小規模事業者持続化補助金の申請などに役立つあなたの経営計画の作成を支援します。

受講者には、セミナー修了後の個別相談会で、専門家があなたの経営計画書を個別にアドバイス。小規模事業者補助金の申請等に関する相談についても対応します。是非ご参加ください。

～開催要領～

セミナーは3回シリーズです。3回とも受講してください。

受講対象者 [※]：小規模事業者 定員 20 名 先着順
(※小規模事業者＝商業・サービス業 従業員 5 人以下、 製造業・その他 従業員 20 人以下)

	開催日時	内 容
1 回目	4 月 30 日 (水) 19 時～21 時	経営計画立案の考え方、進め方
2 回目	5 月 7 日 (水) 19 時～21 時	経営環境分析 (顧客ニーズと市場動向) 自社分析 (自社や製品・サービスの競争優位性の評価)
3 回目	5 月 14 日 (水) 19 時～21 時	経営戦略の立案、戦略実現のための具体的施策の展開 (販路拡大策)

個別相談会	5 月 16 日 (金)	10 時～17 時
-------	--------------	-----------

※個別相談会のみ
参加はできません。

- 開催場所 大井川商工会 商工業研修センター会議室
- 講 師 ヒロパートナーズオフィス 五島 宏明 氏
- 参加費用 無料 (小規模事業者経営計画作成支援事業費補助金)
- 申込締切 4 月 22 日 (火) 定員になり次第締切
- 申込み 下記受講申込書にご記入の上 FAX で大井川商工会へご返信ください。
お申込み・お問い合わせ先
大井川商工会 TEL 054-622-0393 FAX 054-622-2579

経営計画作成セミナー受講申込票

大井川商工会行き fax 054-622-2579

事業所名			
受講者名			
連絡先電話番号		FAX 番号	

サンフレンド遊湯の里

会員特別ご優待券のご案内

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
 平素は、本会事業運営につきましてご支援、ご協力賜り心より感謝申し上げます。
 さて、以前にもご案内させていただきましたが、吉田町の「サンフレンド遊湯の里」の
 “福利厚生ご優待プラン”の企画により、4月から引き続き商工会会員限定の
 特別価格で、施設を利用できるようになりました。この企画は、会員のご家族の方、
 従業員の方にも適用されますので、この機会に是非ご利用ください。
 特別価格の適用につきましては、商工会窓口にて優待券をお渡ししております。
 ご希望の方はお手数ですが、事前に商工会まで取りにおいで下さい。
 尚、その際事業所のお名前等ご記入いただく箇所がありますので、あらかじめ
 ご了承くださいますようお願い致します。

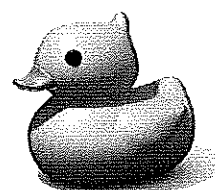
◇商工会特別ご優待価格◇

入館種別	一般価格		商工会会員価格
ひと風呂券 (フェイスナル貸出付)	平日	730円	600円
	土日祝	830円	
一日遊湯券 (館内着・大小ナル貸出付)	平日	930円	800円
	土日祝	1,030円	
遊刊房セット券 (遊券房＋一日遊湯券)	平日	1,800円	1,300円
	土日祝	1,900円	

※消費税改正に伴い、一般価格・会員価格ともに変更しております。
 ※数に限りがあるため今回より、1事業所1ヶ月30枚を上限と
 させていただきますので、よろしくお願い致します。

◇対象施設◇

サンフレンド遊湯の里
 榛原郡吉田町川尻3446-13 (吉田公園隣)
 TEL 0548-33-1126



6月号

《大井川商工会員限定のご案内》

3,000円で新聞折込へ掲載しませんか？

会員サービスとして、「商工会and商工会員PR紙」へ会員様の「お得情報」、「広告」「求人情報」などを盛り込み、毎月1日に新聞折込を行います。

会員皆様のお店、会社をPRしませんか。掲載したいけどレイアウトが・・・という方も、レイアウト校正等も業者に任せることができますのでお気軽にお願いします。

1. 折込日 平成26年 6月 1日(日)
2. 配 布 旧大井川地区6, 050部(B4白黒印刷)
3. 募集件数 22コマ
4. 掲載料 3,000円/1コマ(縦8.1cm×横8.6cm)
(複数コマご希望の場合は申込締切後、調整させていただきます。)
5. 申込方法 下記申込書へ記入の上、現金を添えてお申し込み下さい。
6. 申込締切 5月12日(月)まで
7. その他 ①毎月10日頃原稿締切、翌月1日新聞折込発行。
②広告掲載箇所は、商工会へ一任願います。
8. 注意事項 ロゴや写真画像は、データで提出をお願いします。
9. 問い合わせ先 電話:054-622-0393 FAX:054-622-2579
(担当:大石)

掲載したい文章のみでも業者がレイアウト校正します。
手書き文章のみでもOKです。

折込の
見本です



キリトリ

事業所PR広告申込書

【掲載内容記入欄】(掲載サイズ)

1. 事業所名 _____
2. 担当者名 _____
3. 電 話 _____
4. F A X _____

長寿お祝い商品券取扱店募集要項

1 目的

平成 26 年度より長寿のお祝いとして、敬老祝金（現金）に替え、市内全域の店舗などで使える商品券を 75 歳及び 80 歳以上の方に交付し、地域に還元するとともに、地域循環の活性化を目的とする。

2 商品券の内容

- (1) 商品券の名称は「長寿お祝い商品券」とする。
- (2) 商品券の交付にかかる事務は、焼津市長寿福祉課が行うものとする。
- (3) 商品券の換金にかかる事務は、焼津商工会議所及び大井川商工会が行う。
- (4) 交付額面 1 枚千円とし、釣銭には原則として応じない。

3 取扱登録店舗

- (1) 取扱店舗として登録できるのは、焼津市内に店舗を有するものとし、複数の店舗を有する場合には、店舗ごとに申請を行うものとする。（ただし、風俗営業関連、娯楽業関連、金券ショップ等は除く。）
- (2) 登録方法は、焼津商工会議所もしくは大井川商工会へ登録申請書を提出し、資格審査後に「取扱店舗ステッカー」を交付する。申請にあたっては、焼津商工会議所及び大井川商工会の会員である必要はない。
- (3) 換金手数料は不要とする。
- (4) 商品券は現金と同様に扱い、額面相当の商品・飲食・サービス等と引き換えるものとする。
※店舗で商品券の利用を制限する商品やサービスがあれば申込書に記入してください。
- (5) 商品券の有効期限は、毎年 9 月の交付日から翌年 2 月末日までとし、以後は無効とする。
- (6) 一度登録した店舗は、登録解除の申し出がない限り次年度以降も取扱店舗として継続する。
- (7) 登録店舗の変更届及び解除願は、原則として毎年 4 月から 7 月までとする。

4 換金方法及び期限

- (1) 商品券の換金は、受取商品券に換金請求書を添えて、取扱店舗の登録申請を行った焼津商工会議所、大井川商工会が指定する期日までに提出する。
- (2) 請求の内容を審査し適正と認められたものについて、指定期日の同、翌月末までに換金を行う。
- (3) 商品券の裏面には事業所名、代表者名を記入し押印する。
- (4) 換金期限は、商品券を交付した翌年 3 月 10 日までに換金請求を行ったものまでとし、期限後の換金請求については無効とする。

※不正な商品券は換金できません。また、商品券の裏面に登録の際に記載された店舗名以外が記入されている場合も換金できません。

5 商品券の利用制限

- (1) 商品券の現金化
- (2) 他の商品券、金券、切手、印紙など換金できるものや法律等で商品券での購入ができないもの。
- (3) 事業決済資金（買掛金、未払金等）としての流用も禁止する。
- (4) その他各取扱店において、商品券の利用対象外としている商品。また、商品券の利用を制限している商品。

6 禁止行為

- (1) 商品券及び関係書類を偽造、模造及び加工すること。
- (2) 換金目的での商品券購入

平成 年 月 日

(宛先) 焼津市長

住 所
店 舗 名 等
代 表 者

焼津市長寿お祝い商品券取扱店申込書

焼津市長寿お祝い商品券取扱店として、下記のとおり登録を申し込みします。

記

店舗等の名称	
住 所	〒
業 種	
取扱責任者	
連 絡 先	
営 業 時 間	
定 休 日	
商品券利用に あたっての制限	【 有 ・ 無 】

【事務局処理欄】

受 付 印	審 査	登 録	
	審査日	登録日	
	担当者印	登録番号 焼〇〇・大〇〇	